

薬局機能情報提供制度に基づき、
医療機関等情報支援システム（G-MIS）で
新規報告を行って頂く必要があります。

窓口となるメールアドレスをお持ちの薬局開設者様

- ① まずはG-MISでの**新規ユーザ登録**をお願いします。
 [G-MIS 操作マニュアル 報告機関用 新規ユーザ登録申請](#)
- ② 都道府県による承認およびG-MIS事務局による申請内容の確認が完了すると、登録した窓口となるメールアドレスにG-MIS事務局（helpdesk@gmis.mhlw.go.jp※）から利用案内メールが配信されますので、案内に従い、パスワードを設定して下さい。
※ ドメイン指定受信設定をしている場合は、当アドレスについて解除をお願いします。
- ③ G-MIS上で新規報告を実施してください。
 [G-MIS 操作マニュアル 報告機関用 新規報告](#)

新規ユーザ登録 HP



G-MISログインページ



窓口となるメールアドレスをお持ちでない薬局開設者様

- ① 原則、G-MIS上での報告実施をお願いしておりますので、メールアドレスの取得をご検討下さい。
- ② ①の対応が難しい場合に限り、紙面での報告を受け付けますので、管轄の保健所へご相談ください。

G-MISでのユーザ登録を保健所で代行する上で、
下記情報を確認させていただきます。
○薬局名 ○電話番号 ○郵便番号及び住所
○保険薬局指定の有無 有の場合は保険機関コード

- ③ 薬局機能情報報告書（様式第1号）及び
調査票（薬局）をご提出下さい。

